南丹市サステナ・リビング構想事業 実施方針

令和7年11月10日 京都府南丹市

1 特第	定事業の選定に関する事項	1
1 - 1	事業内容に関する事項	1
1 - 2	特定事業の選定方法等に関する事項	6
2 民	間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2 - 1	民間事業者の選定に係る基本的な考え方	7
2 - 2	工事及び維持管理業務に関する要求水準	7
2 - 3	募集及び選定の手順及びスケジュール	7
2 - 4	募集要項等に対する質問・回答	7
2 - 5	入札参加資格	7
2 - 6	事業提案審査及び選定に関する事項	11
2 - 7	提案書類の取り扱い	12
3 民	間事業者の責任の明確化等 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
3 - 1	予想されるリスクと責任分担	13
3 - 2	事業の実施状況のモニタリング	13
4 公	共施設等の種別並びに規模等に関する事項	14
4 - 1	種別並びに規模等に関する事項	14
5 事	業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
5 - 1	係争事由に関する基本的な考え方	15
5 - 2	管轄裁判所の指定	15
6 事	業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
6 - 1	事業の継続に関する基本的な考え方	16
6 - 2	事業の継続が困難になった場合の措置	
6 - 3	金融機関等と公共との協議	16
7 法	制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
7 - 1	法制上及び税制上の措置に関する事項	17
7 - 2	財政上及び金融上の支援に関する事項	17
7 - 3	その他の支援に関する事項	17
8 そ	の他特定事業の実施に関する事項	18
8 - 1	予算措置等	18
8 - 2	情報公開及び情報提供	18
8 - 3	問合せ先	18
別紙	リスク分担表案	19

南丹市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 5 条第 3 項の規定により、南丹市サステナ・リビング構想事業(以下「本事業」という。)に関する実施方針について公表する。

令和7年11月10日

南丹市長 西村 良平

1 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

南丹市サステナ・リビング構想事業

(2) 公共施設の種類等

本事業は、南丹市全域において、地域資源の活用と脱炭素化・地域経済循環を目的とする複合型 PFI 事業である。

市内各地域に点在する観光・エネルギー・農業・防災等の分野を横断的に結び付け、地域内資源を循環させる「サステナ・リビング構想」の実現を図るものであり、以下の8つの事業で構成される。

【事業の構成】

1. 空き家リノベーション事業

空き家を活用し、観光客向け宿泊施設としてリノベーションすることで、観光消費の域内循環を促進するとともに、空き家問題の解消と地域インフラの有効活用を図る。

2. トレーラーハウスを活用したカフェ事業

観光拠点や公共施設敷地内にトレーラーハウスを設置し、地域住民や観光客の交流促進、地域産品の活用を目的としたカフェを運営する。

3. 木質チップ加工事業

地域木材を活用した木質チップ製造拠点を整備し、バイオマスエネルギーの地産地消を推進し、森林整備の促進を図る。

4. スマート農業事業

ドローンを活用した農薬散布・獣害対策を行うスマート農業モデルを構築する。 消化液肥料の再利用等により、資源循環型・脱炭素型農業の推進を図る。

5. 太陽光発電事業

市内遊休地に太陽光発電設備を整備し、市内公共施設への電力供給と地域エネルギー自給率の向上を図る。

6. 系統用蓄電池事業

平時は需給調整市場・容量市場での電力取引を行い、災害時には避難所等への非常用電源として活用する。エネルギーの安定供給と防災力の向上を目的とする。

7. イルミネーション事業

イルミネーションを整備し、夜間の賑わいと滞在価値を創出することで、地域への関心と民間投資意欲を喚起し、まちの再生を促進する。

8. EVステーション事業

市内に分散設置し、地域交通の利便性向上を図るとともに、観光客・市民による EV 利用を促進する。平時はE V ステーションとして運用し、災害時には非常用電源の充電拠点として活用する。

【対象公共施設】

上記8つの事業により整備される公共施設等は、以下のとおりである(以下「公共施設」という)。

- 空き家リノベーション宿泊施設
- トレーラーハウスカフェ施設
- 木質チップ加工工場
- 太陽光発電所
- 系統用蓄電池
- イルミネーション景観施設
- EVステーション

これらの公共施設は、観光・エネルギー・農業・防災・地域振興の各分野における地域循環型社会の形成を目的として一体的に整備・運営されるものであり、個別に独立した施設ではなく、相互に補完・連携する「南丹市サステナ・リビング構想」の中核的インフラとして位置づける。

(3) 公共施設の管理者

南丹市長 西村 良平

(4) 事業の目的

本事業は、南丹市における「まちの賑わい創出」と「地域資源の活用」を二本柱とし、持続可能で魅力ある地域づくりを目指すものである。「まちの賑わい創出」は、空き家を活用した宿泊施設整備やトレーラーハウスによるカフェ、EV ステーションやイルミネーションの導入などにより、多様な人々が行き交い、滞在し、交流する場を創出する。「地域資源の活用」では地域資源を活かし、未利用材を活用したチップ工場、ドローン等によるスマート農業、太陽光・蓄電池を組み合わせた再エネ活用による地産地消型エネルギー循環を構築する。人口減少・高齢化・商業衰退といった地域課題に対し、環境・経済・観光の各側面からアプローチし、地域に根差した自立的発展と次世代への継承を実現することを目的とする。

(5) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI法という。)第8条第1項の規定に基づき市が選定した民間事業者(以下「事業者」という。)が、対象施設の建設・運営業務を事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BTO方式(Build Transfer Operate)により実施する。

(6) 業務範囲

本業務において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 本施設の整備

ア 設計業務

- ・調査業務
- 設計業務

- •申請等業務
- その他業務

イ 建設工事業務

- 着工前業務
- ・建設期間中の業務
- 備品等調達設置業務
- 完成後業務
- ・その他施設整備上必要な業務

② 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- 工 清掃業務
- 才 警備業務
- カ環境衛生管理業務
- キ 外構等保守管理業務
- ク 修繕・更新業務

③ 公共施設等の運営業務

- ア 運営管理業務
- イ 使用許可等に関する業務
- ウ 使用料の徴収
- 工 自主事業

(7) 事業スケジュール

①スケジュール

本事業のスケジュールは、概ね下記のとおりとする。

実施方針(案)、実施方針公表 PFI 事業選定	令和7年10月
公募公示・公募関係書類公表 参加表明書類提出・受領 参加資格確認通知 提案提出	令和7年11月
実施事業者の決定 補助金申請受付、交付決定	令和7年11月~12月
施設引渡し	令和8年3月~令和9年3月
事業開始	令和8年4月

②各事業の事業期間

本事業は、以下の8つの事業で構成される。

各事業の性質及び整備スケジュールに応じて事業期間は異なるため、各事業の供用開始 後における運営期間を下表のとおり整理する。なお、各事業の事業期間の更新等の有無に 関しては、選定事業者との協議の上、定めるものとする。

事業名称	想定事業期間 (供用開始後)
空き家リノベーション事業	15 年間
トレーラーハウスを活用したカフェ事業	10 年間
木質チップ加工事業	15 年間
スマート農業事業	10 年間
太陽光発電事業	20 年間
系統用蓄電池事業	20 年間
イルミネーション事業	10 年間
EVステーション事業	10 年間

②事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去し、事業終了後の当該施設の維持管理業務について市に引き継ぎを行うこと。また市と民間事業者との協議の上、市が継続利用を行わないと判断した場合、事業者の費用負担により、施設・設備等を撤去し、市に支障が生じない状態とすること。

(8) 支払に関する事項

本事業の事業費用のうち、施設整備業務については、国の交付金である「第2世代交付金」や民間負担金等を活用するものとし、維持管理運営業務については、民間事業者の独立採算による実施を基本とする。

施設整備費用については、本事業の補助対象施設建設費の概ね50%を当該交付金によって支払い、残りの概ね50%は、当初、民間資金で調達するものとする。民間資金で調達した部分については、民間負担金をもって充当することを想定する。民間負担金等の金額等については、交付金の交付要領に則り、選定事業者と協議の上、定めるものとする。なお、施設整備対価等の支払は、供用開始後から年度払いを基本とする。(ただし、国による交付金の配分率は年度により変動することがあるため留意すること。)

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法の他、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。 各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- (ア) 地方自治法
- (イ) 建築基準法
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (才) 建設業法
- (カ) 工場立地法
- (キ) 消防法
- (ク) 下水道法
- (ケ) 労働安全衛生法
- (コ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (サ) 電気事業法
- (シ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- (ス) 個人情報の保護に関する法律
- (セ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(ソ) その他建築関係資格法・業法・労働関係法

(タ) その他慣例法令、条例等

その他、関連する関係法令、府や市の条例・要綱等についても遵守することとする。なお、上記、関係法令等以外にも要求水準書に記載されている適用基準等についても、事業者自らの責任において、その齟齬等の有無や内容を精査の上、本業務を実施しなければならない。

(10) 実施方針等に関する公表等

民間事業者の参入促進を促すため、実施方針(案)は市のホームページにて公表する。

(11) 実施方針等に関する意見・質問受付、回答公表

令和7年10月31日から11月5日までの間、実施方針等に対する質問を受け付ける。 実施方針等に記載の内容に関して質問がある場合は、質問書(実施方針(案)様式1)に 記入の上、問合せ先に記載の電子メール宛に提出すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市のホームページで公表する。

(12) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・質問等を踏まえ、変更を行うことがある。変更を行った場合には、市のホームページで公表する。

1-2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に関する基本的な考え方

市は、PFI 法や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、および「VFM (Value for Money)に関するガイドライン」、さらに民間事業者からの意見を踏まえた上で、市が直接実施する場合と比較して、民間事業者による実施の方が効率的かつ効果的に公共サービスを提供できると判断した場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公開

本事業を特定事業として選定した場合、市のホームページで公開する。また、事業の実施可能性について客観的な評価を行った結果、特定事業として選定しないと判断した場合についても、同様にその結果を公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業では、設計・施工から維持管理に至るまでの各段階において、効率的かつ効果的で、安定的かつ継続的なサービスの提供を事業者に求めるものであり、そのためには民間事業者が有する多様な事業能力を総合的に評価することが求められる。こうした観点から、民間事業者の選定にあたっては、公平性および透明性を確保しつつ、募集要項に定める参加資格を有し、市が求める要求水準を満たす提案を行う者の中から、公募型プロポーザル方式により最も適切な事業者を選定する。

2-2 工事及び維持管理業務に関する要求水準

本事業の対象となる設計、施工及び維持管理業務に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、募集公告時に公表する要求水準書に提示する。

2-3 募集及び選定の手順及びスケジュール

募集及び選定に当たっての手順及びスケジュール(予定)は、以下のとおりである。

The second section of the section of th	1 1 (1 M) M, M (0 C 40) C (0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
(予定)	内容
令和7年11月10日	募集公告、募集要項等の公表
令和7年11月10日~11月14日	募集要項等に関する質問受付・回答
令和7年11月10日~11月20日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和7年11月21日	資格審査結果の通知
令和7年11月28日	事業提案書等の受付期限 午前中必着
令和7年12月1日	公開審査
	(プレゼンテーション、ヒアリング)
	午後2時から
	南丹市役所2号庁舎 301会議室
令和7年12月1日	事業者の決定及び公表

2-4 募集要項等に対する質問・回答

募集要項等に関する質問については、質問内容が特定の技術やノウハウに関するものである場合や、競争上の地位または正当な利益を損なうおそれがある場合を除き、回答するものとし、質問の提出方法等については、募集要項にて別途示す。

2-5 入札参加資格

(1)参加者の定義

- ①参加者は、単独の企業または複数企業によるグループ(共同体)とする。
- ②グループで応募する場合は、事業全体の責任を担う代表企業を1社選定し、その企業が市との連絡窓口となり、全体の責任を負うものとする。

- ③応募時には、グループの全構成企業を明らかにし、それぞれの担当業務を明示すること。
- ④応募者は、応募後の提案提出以降の必要手続きのすべてを対応するものとする。
- ⑤応募者は、南丹市競争入札参加資格者とする。ただし、参加資格未登録の者については、下記(3)に掲げる審査書類を提出し、参加資格があると認められた者であること。なお、グループで応募する場合は、構成企業全てが当該資格を有していることが必要である。
- ⑥参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑦参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。
- ⑧応募者は、提案に基づいて事業を運営するための特別目的会社や管理団体等を設立する ことも可能である。

(2) 参加資格要件

① 応募者の参加資格要件(共通)

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- イ 応募書類提出日時点で、納期の到来した市税および、提出日の1か月前までに納 期の到来した国税(所得税、法人税、消費税)に滞納がないこと。
- ウ 提出日から実施者が決定されるまでの間、南丹市工事等契約に係る指名停止等の 措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 応募者の役員(登記や届出がないが実質的に経営に関与する者を含む)が、暴力 団員または暴力団関係者でないこと。
- オ 経営状態または信用状況が著しく悪化しておらず、適正に事業を履行できること
- カ 審査委員の所属する組織や企業、またはそれに関連する者でないこと。
- キ 応募企業、グループ構成員、協力企業のいずれかが、他の応募企業やその構成 員、協力企業と重複して参加していないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、手続き開始決定を受けている者を除く)でないこと。
- ケ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者でないこと。
- コ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。

②応募者の参加資格要件(業務別)

設計、建設、維持管理及び運営の各業務にあたる者は、上記①の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。また、下記要件を満たす限りにおいて、設計、建設、維持管理及び運営を兼ねることも可能とする。

参加資格要件は、参加表明書の提出期限日から基本協定締結前日までの間、継続して資格要件を満たさなければならない。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合の取り扱いは、(5)に示す。

ア 設計業務に当たる者(設計企業)

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者は複数である場合は、全ての者が下記を満たすものとする。 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※ 工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と同一の場合には、当該の設計 企業以外の工事監理企業を、グループに含めること。なお、その場合の工事監理企業の資 格要件は、設計企業と同じとする。

イ 建設業務に当たる者(建設企業)

建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、 建設業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が下記を満たすものとする。

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく工事業について、 特定建設業の許可を受けていること。また、建設業法第26条に基づき監理技術者を 選任すること。

ウ 維持管理業務に当たる者(維持管理企業)

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、すべての者が下記を満たすものとする。

維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。

(3) 市の競争入札参加資格を有さない者の参加

南丹市入札資格者以外の者は、次に掲げる審査用の書類を提出すること。市が提出書類を確認した上で当該プロポーザルへの参加の可否を通知する。

- ① 法人にあっては、商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可)
- ② 個人にあっては、身分証明書
- ③ 法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3 又はその3の3)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
- ④ 個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3またはその3の2)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
- ⑤ 誓約書及び役員一覧表(南丹市所定様式)
- ⑥ 支店・営業所の場合、本社の委任状
- ⑦ 条件により登録証明書(必要な資格の確認)
- ※ 南丹市入札参加資格を有しない業者が候補者と決定した場合は、南丹市競争入札参加 資格登録申請書及び南丹市競争入札参加資格審査申請書を候補者が総務部監理課へ提出す ること。

(4)地域経済への配慮

応募者は、構成員及び協力企業に、市内に本社・本店を有する市内企業を加えるよう努めること。また、従業員を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、地域経済の振興に配慮すること。

(5)参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は参加資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取扱いについては、基本協定書に従うものとする。

① 参加資格を有する者であることの確認を受けた日から優先交渉者決定前日までの間に 参加資格を喪失した場合

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を、構成員が代わり、かつ、構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、参加資格を喪失した当初の代表企業を応募者から除外しなければならない。

イ 代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が資格要件を喪失した場合 参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務 を、別の構成員、協力企業又はその他企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった 業務を代わる構成員、協力企業又はその他企業が応募者の中に存在しない場合は、新た に参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業又はその他企業の追加を認め、当該 優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

② 優先交渉権者決定日から基本協定締結日前日までの間に参加資格を喪失した場合 ア 代表企業が資格要件を喪失した場合 当該応募者を失格とし、市は次点交渉権者と交渉を行うことができる。

イ 代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が資格要件を喪失した場合 参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務 を、別の構成員、協力企業又はその他企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に 影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を代わる構成員、協力企業又はその他企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業の追加を認め、当該優先交渉権決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

③ 参加資格を喪失した企業の取扱い

ア・イのいずれの場合においても、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業は応募者から除外されるものとし、当該企業が出資を予定していた金額については、他の構成員(新たに追加された構成員を含む)が拠出しなければならないものとする。

- (6) 応募に関する留意事項
- ① 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容の承諾の上、応募に参加すること。

② 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

③ 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 公正な応募の確保

応募に当たって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は決定の解除等の措置を取ることがある。

⑤ 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認めるときには、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

⑥ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 参加者の資格を具備しないもの
- イ 金額を訂正した提案価格書によるもの
- ウ 委任状において記名押印のないもの
- エ 委任状を有しない代理人のしたもの
- オ 提案価格を表示しない代理人のしたもの
- カ 自己のなしたものと他人のなしたものとにかかわらず同一人の名をもって 2 人以 上の応募をしたもの
- キ 上記に掲げるものの他、応募の条件に違反したもの

⑦ 市の提供する資料の取扱い

応募者(応募を辞退した者を含む。)は、市が提供する資料を本事業の応募に係る検 討以外の目的で使用することはできない。

2-6 事業提案審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により選定を行う。事業者の選定にあたっては、提 案内容を厳正かつ公正に審査するため、有識者、市の職員で構成する審査委員会の審議を 経て、優先交渉権を有する事業者(優先事業者)を選定する。

(2) 審查方法

審査委員会において、提出された提案書による説明を含めて総合的に評価を行い、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定する。また、次に評価の高い事業者を次点交渉権者とする。なお、審査委員会は非公開とし、審査及び選定の基準については、募集要項の公表時に示す。

(3) 結果の公表

市は、選定された事業者が決定した場合、その結果を速やかに応募者に通知し、選定結果を市のホームページにて公表する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集および提案の審査を行った結果、選定に適した事業者がいない場合や、いずれの提案についても公的財政負担の軽減が見込めないなど、PFI 事業としての実施が適当でないと市が判断した場合には、事業者の選定を行わず、事業方針の再検討を行う。この場合は、速やかにその旨を公表する。

2-7 提案書類の取り扱い

(1) 著作権

本事業に関して提出された提案書類の著作権は、提出した参加者に帰属する。ただし、市が本事業の公表時やその他必要と判断した場合には、提案書の全部または一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権など、日本の法令に基づいて 保護される第三者の権利に関連する事業手法、資材、施工方法、維持管理手法などを使用 したことにより生じた責任については、原則として参加者がその責を負うものとする。

(3) 指定管理者の指定

市は、選定された事業者を代表企業とする特別目的会社(SPC)について、指定管理者に指定するものとする。

3 民間事業者の責任の明確化等 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 予想されるリスクと責任分担

(1) 基本的考え方

市と事業者は、互いに誠実に責任を果たすものとする。本事業では、「それぞれのリスクは、最も適切に管理できる者が負担する」という原則に基づき、市と事業者が適切にリスクを分担し、コストを抑えつつ質の高いサービス提供を実現することを目指す。業務の実施に伴って発生するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、市が責任を負うことが合理的と判断される事案については、市がその責任を負うものとする。なお、不可抗力や法令の改正などによる事象に関しては、各当事者のリスク対応能力等を踏まえたうえで、リスク分担のあり方を定めるものとする。

(2) 予想されるリスクの分類とその分担

想定されるリスクおよびそれぞれの分担については、「リスク分担表」に基づいて取り扱う。具体的な内容の詳細については、募集要項等において明示する。

3-2 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に実施し、要求 水準書において定められた基準を満たしているかどうかを確認するため、モニタリングを 実施する。

(2) モニタリングの実施時期

モニタリングは、事業の各段階(設計時、施工時、工事完成時、維持管理時)において 行うものとする。

(3) モニタリングの結果の公表

モニタリングの結果、要求水準書で定められた基準を満たしていない場合は、改善の勧告、さらには決定の解除などの措置の対象となる。

4 公共施設等の種別並びに規模等に関する事項

4-1 種別並びに規模等に関する事項

■トレーラーハウス

地名地番	園部地区、八木地区、日吉地区(想定)
敷地面積	合計 約 210 m ²
土地所有者	自治体

■EV ステーション

地名地番	園部地区、美山地区(想定)
敷地面積	合計 約 150 m²
土地所有者	自治体

■空き家を活用した宿泊施設

地名地番	日吉地区 (想定)
敷地面積	合計 約 600 m²
土地所有者	民有地

■イルミネーション

地名地番	園部地区、美山地区(想定)
敷地面積	合計 約 1,000 m ²
土地所有者	自治体

■チップ工場

- / /		
地名地番	美山地区(想定)	
敷地面積	約 1,000 ㎡	
土地所有者	民有地	

■ドローンを活用したスマート農業

地名地番	適地調整中(協議を踏まえて決定する)
敷地面積	_
土地所有者	民有地

■野立て太陽光

1 1377 =	
地名地番	適地調整中(協議を踏まえて決定する)
敷地面積	合計 約 20,000 ㎡
土地所有者	自治体

■大型蓄電池

地名地番	適地調整中(協議を踏まえて決定する)
敷地面積	合計 約 400 m²
土地所有者	自治体

5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5-1 係争事由に関する基本的な考え方

事業計画等の解釈に関して疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議を行うものとする。

5-2 管轄裁判所の指定

本事業に関して紛争が生じた場合、その第一審の専属的合意管轄裁判所は京都地方裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6-1 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によるサービスの安定的かつ継続的な提供を確保するためには、実現可能な事業計画の策定、適切な事業者の選定、市と事業者の適正なリスク分担、合意内容の明文化、および継続的なモニタリングの実施が重要である。それにもかかわらず、事業の継続が困難になる可能性も踏まえ、協議の上、事業継続を阻害する可能性のある事由を具体的に定め、それぞれの事由に応じた対応措置を事前に規定することとする。

6-2 事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書で定められたサービス水準を継続的に達成できない場合や、達成度が著しく低い場合、市は改善勧告を行い、改善策の提出および実施を求める。改善が見られない場合、市はサービス提供者の交代を求めることができる。この場合、事業者は、市が被った損害を補償しなければならない。

(2) 市の事由により本事業の継続が困難になった場合 市の事情により業務の継続が困難となった場合、市は事業者が被った損害を補償する。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

不可抗力など、市・事業者いずれにも責任がない理由で事業の継続が困難となった場合には、双方で適切な措置を講じる。それでも継続が困難と判断された場合は、事業を終了する。

6-3 金融機関等と公共との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

7-2 財政上及び金融上の支援に関する事項

SPCが本事業の実施に当たり、国又は金融機関その他の外部機関から財政上若しくは金融上の支援を受けることができる場合、市は、当該支援に係る情報提供その他の手続において必要な協力を行うものとする。

ただし、市は、当該支援に係る債務保証、損失補てん、又は財政的負担を行うものではない。

7-3 その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて必要な協力を行う。

8 その他特定事業の実施に関する事項

8-1 予算措置等

本事業は、事業内容に基づき予算措置を講じる。

8-2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、南丹市ホームページにおいて行うものとする。

8-3 問合せ先

南丹市 市民部 環境課

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町47番地

電話: 0771-68-0085 FAX: 0771-63-0653

E-mail: kankyou@city.nantan.lg.jp

別紙 リスク分担表案

	リスクの種類		リスクの種類リスクの内容	負担者	
				市	SPC
共通	提供した情報リスク		募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	\circ	
	応募リスク		応募費用		0
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	\circ	
		法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	0	
			上記以外の法令の変更		0
			SPC が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった		0
			場合		
			市の事由による許認可取得遅延	0	
		税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	0	
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		0
			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(市への所有	0	
			権移転前)		
			本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	0	
			上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		0
	社会リスク		本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	0	
			提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		0
			住民からの苦情(建設時・運営・維持管理時)		0
		第三者賠償リスク	本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		0
		環境関連リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚		
			染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		
	債務不履行リスク		市の債務不履行による中断・中止	0	
			SPC の債務不履行・構成企業の債務不履行等による遅延・中断		
			•中止		0
	不可抗カリスク		天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事	0	
			象による損害・遅延・中断・中止		
	経済リスク	資金調達リスク	民間資金調達•確保		0
			交付金・補助金の調達・確保	0	
		金利リスク	金利変動		0